

家畜衛生情報

(H18.3)

ポジティブリスト制度が始まります！

～平成18年5月29日から農畜産物の農薬等残留規制が大きく変わります～

より安全・安心な畜産物を消費者に届けるために、生産者のみならず獣医師及び動物用薬品・飼料・農薬販売業者等が、動物用医薬品・飼料添加物・農薬の適正な取り扱いを再確認して、畜産物が残留基準を超えることのないよう十分注意してください。

1 ポジティブリスト制度とは？

食品中の残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

この制度は、厚生労働省が所管する食品衛生法の中で定められています。

2 農薬以外では何が規制の対象になるの？

農薬以外にも動物用医薬品及び飼料添加物が対象になります。

3 一定量とはどのくらい？

残留基準が設定されていないもの

残留基準が設定されていない物質は、食品中に0.0ppm（一律基準値）を超える濃度で残留してはいけません。

残留基準が設定されているもの

各食品について定められた残留基準値を超える濃度で食品中に残留してはいけません。

対象外物質として告示されたもの（65物質）

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質は、食品中に残留していても規制されません。（ビタミン類、ミネラル類、重曹等）

4 畜水産物に関してどのような対応をするのですか？

(1) 動物用医薬品

投与後、生産される畜水産物が基準を満たすように使用基準又は休薬期間の設定・改正をします。

食品中の残留基準が定められているものは、使用基準を設定し、残留基準が設定されていないものは、使用基準又は休薬期間が設定されます。

(2) 飼料添加物

定められた期間に投与された後に生産される畜水産物が基準を満たすかどうかを確認します。

(3) 農薬

農薬を含有する飼料を給与して生産される畜水産物が基準を満たすように飼料中の残留基準の設定を行います。

これらの対応は、今後省令改正等により行われます。情報が入り次第ご連絡します。

（裏面に続く）

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

5 生産者はポジティブリスト制度にどのような対応をすればいいのですか？

(1) 最新の使用基準及び休薬期間の遵守

ポジティブリスト制度への対応としては、使用基準及び休薬期間の遵守が原則です。省令改正等により見直しが行われた医薬品等については、見直し等の内容を十分確認し、これを遵守してください。また、獣医師が使用基準以外の方法等で医薬品を使用する場合は、残留基準を超えることのないよう十分注意してください。

(2) 帳簿の記載

使用基準が定められた医薬品を使用した場合は、帳簿に記載するよう努めてください。また、それ以外の医薬品についてもできるだけ記帳するようにしてください。

農場でどんなに気をつけていても、農薬等が飛散し残留する可能性は否定できません。もしもあなたが生産したと思われる畜産物から残留が確認された時に、どんな餌を給与したか、薬は何を・いつ・どの位使ったかが判ることは、生産者としての信頼を得る上で重要です。

生産段階の情報を消費者に提供できることが、これからの畜産には必要です。ぜひ、動物用医薬品等の使用状況を記帳することを心がけましょう。

(3) 情報の収集

使用基準の改正及び休薬期間が見直された医薬品については、医薬品の製造販売業者から流通段階まで情報提供されることから、医薬品販売業者からの情報収集に努めて下さい。現在、所有している医薬品についても改正等が行われる場合があるため、十分に確認を行ってください。

医薬品販売業者には、製造販売業者からそれらの内容に関する添付文書変更や、説明文書等の添付が行われることになっています。

(4) 動物用医薬品を投与した家畜の確認

使用基準に定められた出荷禁止期間、又は休薬期間に反して家畜・畜産物を出荷することのないよう、休薬期間等のある動物用医薬品を投与した家畜には表示やマーキングを行って十分に確認してください。